（第　回）□増築　□改築　□大規模の修繕　□大規模の模様替　□その他
（工事完了後に不適合となっている規定）（　　）
（　申請部分　）（申請以外の部分）（合計）
（　全体　）（既存改修部分）（本工事の分）
［面　積］（　）（　）（　）（　）
［延べ面積］（　）（　）（　）（　）
【３．備考】

（第　回）□増築　□改築　□大規模の修繕　□大規模の模様替　□その他
（工事完了後に不適合となっている規定）
（　申請部分　）（申請以外の部分）（合計）
（　全体　）（既存改修部分）（本工事の分）
［面　積］（　）（　）（　）（　）
［延べ面積］（　）（　）（　）（　）
【３．備考】

（建築基準法に基づく指定建築基準適合判定資格者検定機関等に関する省令の一部改正）

第二条　建築基準法に基づく指定建築基準適合判定資格者検定機関等に関する省令（平成十一年建設省令第十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
（指定確認検査機関） **第三十一条の二**　指定確認検査機関（国土交通大臣の指定に係るものに限る。）の名称及び住所、指定の区分、業務区域、確認検査の業務を行う事務所の所在地並びに確認検査の業務の開始の日は、国土交通大臣が官報で告示する。	（指定確認検査機関） **第三十一条の二**　指定確認検査機関（国土交通大臣の指定に係るものに限る。次項において同じ。）のうち、一般社団法人又は一般財団法人であるものの名称及び住所、指定の区分、業務区域、確認検査の業務を行う事務所の所在地並びに確認検査の業務の開始の日は、次のとおりとする。
（削る）	指定確認検査機関 名称：一般財団法人日本建築センター（昭和四十年八月七日に財団法人日本建築センターという名称で設立された法人をいう。以下同じ。） 住所：東京都千代田区神田錦町一丁目九番地 指定の区分：第十五条各号に掲げる区分 業務区域：日本全域 確認検査の業務を行う事務所の所在地：イ　本部　東京都千代田区神田錦町三丁目九番地 ロ　大阪事務所　大阪府大阪市中央区南本町一丁目七番十五号 確認検査の業務の開始の日：平成十一年五月十日 指定確認検査機関 名称：一般財団法人日本建築総合試験所（昭和三十九年四月二十四日に財団法人日本 住所：大阪府吹田市藤白台五丁目八番一号 指定の区分：第十五条第一号から第八号の二まで及び第十三号から第 業務区域：福井県、岐阜県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山 確認検査の業務を行う事務所の所在地：大阪府大阪市中央区内本町二丁目四番七号 確認検査の業務の開始の日：平成十一年十月四日